

我孫子市移住・定住化促進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 若い世代の移住・定住化等を促進する施策について検討するため、我孫子市移住・定住化促進庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、企画政策課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。